

大津市中心市街地活性化協議会 プロジェクト会議設置要綱（案）

（設置の目的）

第1条 プロジェクト会議は、大津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）規約に基づき、協議会が協議するための事項及び大津市中心市街地活性化基本計画の基本的な方針に沿った事業等を検討するために設置される。

（設置の方法）

第2条 プロジェクト会議は、協議会の委員がプロジェクトリーダーとなることにより随時複数設置することができる。

（構成及び会議）

第3条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーが、大津市中心市街地活性化に寄与すると判断した事業者、団体又は個人によって構成される。

- 2 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーの招集に応じて随時開催し、必要があるときは、構成員以外の出席を求めることができる。

（役割と責務）

第4条 プロジェクト会議は、その協議内容を協議会に報告しなければならない。

- 2 プロジェクト会議は、大津市中心市街地活性化基本計画の達成に向けて、基本的な方針に合致するとともに、具体的に寄与する事業について、その内容及び事業主体や体制、事業化の可能性等について検討し報告する。
- 3 プロジェクト会議が報告した内容については、プロジェクトリーダーがその責任を持つ。

（解散）

第5条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダー及び協議会の判断により解散することができる。

（事務局）

第6条 プロジェクト会議の事務は、協議会の事務局が担当する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営について必要な事項は、プロジェクトリーダーが別に定めることができる。

附 則

1. この要綱は、平成 20年 2月 8日から施行する。